**つがる西北五広域連合つがる総合病院における携帯電話に関する環境構築**

**及びサービス提供に係る公募型プロポーザル実施要領**

**１ 概要等**

⑴ 件名

つがる西北五広域連合つがる総合病院における携帯電話に関する環境構築及びサービス提供

⑵ 内容・仕様等

別に定める「携帯電話に関する環境構築及びサービス提供に係る仕様書」による。

⑶ 契約期間

契約締結日から令和11年２月28日まで

準備期間：契約締結日から令和７年２月28日まで

賃貸借期間：令和７年３月１日から令和11年２月28日まで（４年間）

※契約締結日、準備期間及び賃貸借期間については、必要に応じ双方協議の上、変更することができる。

⑷ 受託候補者の選定方式及びその理由

① 選定方式

公募型プロポーザル

② 理由等

院内スマートフォンの選定にあたっては、価格のみならず、事業者が提供する機器の機能や実績等を総合的に評価できる公募型プロポーザルを採用するもの。

⑸ その他

本業務の実施に当たっての具体的な事項等は、当院と協議の上、決定する。

**２ 参加資格要件**

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件に該当する者とする。

⑴ 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、つがる西北五広域連合構成自治体（五所川原市、つがる市、鯵ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町）の指名停止措置を受けていない者であること。

⑵ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定のいずれにも該当しない者であること。

⑶ 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

⑷ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体ではない者であること。

⑸ 五所川原市建設工事等暴力団排除措置要領（平成20年３月15日制定）第２条第４項及び第５項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。

⑹ 国税及びつがる西北五広域連合構成自治体（五所川原市、つがる市、鯵ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町）市町税に滞納がない者であること。

⑺ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

⑻　過去３年間において、200床以上を有する病院（国公立病院又は公的病院のほか、民間病院も含む。）で、携帯端末販売又は賃借及び通信提供業の実績を有する者。

⑼　運営にあたり、関係法令の規定により資格等が必要な場合はそれらを有すること。また、関係法令の許認可等（届出を含む）が必要な場合は、選定後自らその手続きを行うこと。

⑽　事故の場合、事業者の責任において即刻対応ができ、かつ相応の補償能力を有すること。

**３ 実施スケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 日程 |
| 募集公告及び資料配布、質問の受付 | 令和6年9月17日(火)から9月20日(金)まで |
| 質問への回答 | 令和6年9月27日(金）まで |
| 参加表明書の受付 | 令和6年9月17日(火)から9月27日(金)まで |
| 参加資格審査結果通知 | 令和6年10月4日(金)まで |
| 提案書等の受付 | 令和6年10月7日(月)から10月11日(金)まで |
| プレゼンテーション | 令和6年10月中旬頃 |
| 審査結果通知 | 令和6年10月下旬頃 |
| 契約締結（予定）日 | 令和6年10月下旬頃 |

**４ 募集公告及び資料配布**

⑴ 開始日

令和６年９月１７日（火）

⑵ 資料の配布方法

当院公式ホームページよりダウンロードすること。

URL： https://www.tsgren.jp/tsugaru-general-hospital/2024topic-proposal

**５ 質問の受付及び回答**

⑴ 受付期間

令和６年９月１７日（火）から９月２０日（金）午後５時まで

⑵ 提出方法

質問書（様式６）に質問事項等を記入の上、「13 問い合わせ先」宛に、電子メールにより提出すること。電子メールにより提出する場合は、件名を「つがる西北五広域連合つがる総合病院携帯電話に関する環境構築及びサービス提供に関する質問」とし、必ず受理確認を行うこと。

⑶ 回答方法

令和６年９月２７日(金)までに、当院公式ホームページに掲載する。その際、質問者に関する情報は掲載しない。

⑷ その他

① 受付期間外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

② 質問の内容が、受託候補者の選定に公平性を保つことができないものである場合などは、回答しないことがある。

**６ 参加表明書**

⑴ 提出書類

本プロポーザルへの参加を表明するにあたり、次の書類を提出すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 内容等 | 提出部数 |
| 1. 参加表明書（様式１） | 本要領記載の「２ 参加資格要件」を満たしていることを前提とする | １部 |
| ② 法人概要書（様式２） | 令和６年８月１日現在の状況について記入する | １部 |
| ③ 実績表（様式３） | 他の病院と契約している実績について記入する | １部 |
| ④ 同意書（様式４） | 暴力団等反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書 | １部 |
| ⑤ 法人登記簿謄本 | ３か月以内に発行された履歴事項全部証明書 | １部 |
| ⑥ 国税の納税証明書 | ３か月以内に発行されたもの | １部 |
| ⑦ 市（町）税の納税証明書 | ３か月以内に発行されたもの  （つがる西北五広域連合構成自治体（五所川原市、つがる市、鯵ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町）に事業所等がある事業者のみ） | １部 |
| ⑧ 財務書類 | 貸借対照表、損益計算書、株式資  本等変動計算書（直近のもの） | １部 |

※ 　つがる西北五広域連合構成自治体（五所川原市、つがる市、鯵ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町）いずれかの令和６年度入札参加資格者名簿へ登録がある場合、登録される見込みがある場合は④～⑧を省略できる。

⑵ 提出書類の配布方法

参加表明書等の様式については、当院公式ホームページから ダウンロードすること。

⑶ 提出方法

提出書類は、持参、郵送（提出期限内に必着とし、配達完了が確認できる書類郵便等に限る。）又は宅配便による提出とする。

⑷ 提出期限

令和６年９月２７日（金）必着

⑸ 提出先

「13 問い合わせ先」のとおり。

⑹ 審査結果の通知

本プロポーザルの参加表明者から提出された書類については、担当課で審査を行い、すべての参加表明者に対し、審査の結果を電子メールで送付する。

**７ 提案書等の提出**

⑴ 提出書類

参加資格審査を通過した者のみが、企画提案書を提出することができるものとし、次の書類を提出すること。なお、様式については、当院ホームページからダウンロードすること。

① 提案書

様式は任意とする別紙仕様書14の作成条件に沿った内容とすること。

② 様式５：見積書（詳細は見積書エクセルシート様式へ記載）

⑵ 提出方法

提出書類は、持参、郵送（提出期限内に必着とし、配達完了が確認できる書類郵便等に限る。）又は宅急便による提出とする。

⑶ 提出部数

正本１部、写し10 部とする。

⑷ 提出期限

令和６年１０月１１日（金）必着

⑸ 提出先

「13 問い合わせ先」のとおり。

⑹ 留意事項

① 提案は、１事業者につき１提案とする。

② 提案書は、記載内容を明瞭かつ具体的なものとし、誰にでも分かりやすい内容とすること。

③ 提案書等提出後の内容変更や差し替え等は、原則として認めない。

④ 次のいずれかに該当する場合は、その提案を無効とする。

ア 提出期限を過ぎたもの

イ 虚偽の記載がされたもの

ウ 記載内容が不明なもの又は必要な記載のないもの

エ 提出書類が不足しているもの

オ 提案者とは異なる事業者が企画したもの

カ その他、本実施要領や仕様書に違反すると認められるもの

⑤ その他

ア 提案の実現可能性を検討するため、提案書を提出した者（以下「提案者」という。）に対して、提案内容の聴取や追加資料の提出を求めることがある。

イ 提案に係る一切の費用については、提案者の負担とする。

ウ 提出物の返却は行わない。

**８ 審査委員会（プレゼンテーション）**

⑴ 開催予定日

令和６年10月中旬頃（日時・場所等の詳細は別途通知）

⑵ 出席者

本業務の責任者及び担当者が必ず出席すること。ただし、発熱等体調不良者の出席は不可とする。また、プレゼンテーションの進行は提案者が行うこととする。また、オンラインでの出席は可能とする。なお、当日は、マスクの着用を必須とし、感染症対策に十分留意したうえでプレゼンテーションを行うこと。

⑶ 実施方法

① プレゼンテーションは非公開で実施する。

② プレゼンテーションの内容は、事前に提出した提案書に基づく説明を基本とし、新たな資料の追加や修正等により、その内容が変更となるような提案は行わないこと。ただし、提案書の内容が変更にならないのであれば、審査委員が提案内容をわかりやすく理解できるように、資料を追加してもよいものとする。

③ プロジェクター等での投影を希望する場合は事前に当院担当者と協議すること。

④ 説明にあたっては、デモ機を使用するなど、わかりやすい説明を行うこと。また、デモ機を使用する場合は、審査委員の人数分（10 台）準備するものとし、十分な除菌を行う等、感染対策は徹底すること。

⑤ プレゼンテーション時に提案者の名称が特定できるような表現及び対応はしないこと。

⑷ 審査体制

提案書等及びプレゼンテーションの審査及び評価は、当院が設置する「つがる西北五広域連合つがる総合病院携帯電話に関する環境構築及びサービス提供事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において実施する。

⑸ 審査方法

次の審査項目及び基準点に基づき、提案書等及びプレゼンテーションの審査・採点を行い、最も点数の高い提案者を最優秀提案者（受託候補者）とし、次いで点数の高い提案者を優秀提案者（次点候補者）として選定する。

また、点数が同点の場合は、委員会の多数決により最優秀提案者等を選定する。

なお、提案者が１者の場合であっても、本審査は実施し、審査における最低点（提案内容評価点の５割）以上の評価点を得た場合は、その提案者を契約候補者として選定する。

【審査項目】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 審査項目 | | | 評価ポイント | 配点 |
| ① | 実績 | | | ・同規模の病院における導入実績は充分か。 | 10 |
| ② | 機器性能 | | | ・提案した機器が仕様書に記載した機能要件を満たしているか | 15 |
| 提案内容 | 機能 | ＦＭＣ | ・着信履歴から折り返しで呼び出しができるか。  ・あらかじめ登録した内線に転送できるか。 | 15 |
| ＭＤＭ | ・端末紛失・盗難発生時に遠隔で「ロック」、「初期化」できる機能を有しているか。 | 15 |
| 電話帳 | ・検索が素早くできるか。  ・一括更新、その他管理機能が充実しているか。 | 15 |
| 故障時の対応 | | ・故障時や紛失時またはその他トラブルの際に速やかな対応が可能か | 15 |
| 機器性能・電波状況 | | ・機器性能が高いか。  ・院内における電波状況や通話環境は良好か。 | 15 |
| 災害時の対応 | | ・災害時や通信障害時における支援体制や通信確保できる仕組みを有しているか。 | 25 |
| 導入支援体制 | | ・職員への研修実施方法や導入時の支援体制は充分か。 | 25 |
| 病院経営への貢献 | | ・将来にわたるコスト削減や収益向上に寄与する取り組みが練られているか。 | 25 |
| 活用方法の提案 | | ・業務効率化や働き方改革などに繋がる、スマートフォンの活用方法を提案できているか。 | 25 |
| 合計 | | | | | 200 |

【審査基準】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価 | 審査基準 | 得点化方法 |
| Ａ | 非常に優れている | 配点×100％ |
| Ｂ | 優れている | 配点× 80％ |
| Ｃ | 平均的な内容である | 配点× 60％ |
| Ｄ | やや不十分 | 配点× 40％ |
| Ｅ | 不十分 | 配点× 20％ |

⑹ その他

提案者が、委員会当日に不適切と認められる言動等を行った場合は、委員会の途中であっても参加を取り消すものとし、その場合に、参加を取り消された者が本プロポーザルのために要した費用等に対して、当院は一切の責任を負わない。

**10 審査結果**

⑴ 審査結果の通知及び公表

本プロポーザルの審査結果は、令和６年1０月下旬頃に提案者の全てに対し電子メールで送付する。また、当院の公式ホームページにて「最優秀提案者（契約候補者）」と「優秀提案者（次点候補者）」を評価点とともに公表する。

⑵ その他

審査結果を通知した後においても、最優秀提案者（契約候補者）の提案内容等に事実との相違や不適切な行動等が認められた場合は、審査結果を取消し、優秀提案者（次点候補者）を最優秀提案者（契約候補者）とする。

また、この場合において、優秀提案者（次点候補者）にも同様の状況が認められた場合は、その次に審査の点数が高い企画提案者を最優秀提案者（受託候補者）とする。

なお、これら審査結果を取り消した場合において、審査結果を取り消された者が本プロポーザルのために要した費用等に対して、当院は一切の責任を負わない。

**11 辞退**

参加表明書や企画提案書等の提出後及び審査委員会への参加後に辞退する場合は、事業者の代表者印を押印した「辞退届（様式７）」を、本実施要領記載の「13 問い合わせ先」へ持参又は郵送により提出すること。ただし、その場合に、本市が実施する入札への参加が停止される場合がある。

※ 郵送する場合は、必ず配達完了が確認できる書留郵便等により提出し、郵送後に併せて書類を提出した旨の電話連絡をすること。

**12 契約の締結**

⑴ 契約の締結方法

当院と最優秀提案者（契約候補者）との間で、提出された提案書及び見積書（見積内訳書を含む）の記載事項等を踏まえた協議を行い、協議が整った場合に、つがる西北五広域連合契約規程に定めるところにより、地方公営企業法施行令第21 条の14 第１項第２号の規定に基づく随意契約により、本賃貸借の契約を締結する（この協議の際、提出された提案書及び見積書（見積内訳書を含む）の内容等について一部変更する場合がある）。

また、最優秀提案者（契約候補者）との協議が整わない場合にあっては、優秀提案者（次点候補者）と協議の上、契約を締結する。

なお、最優秀提案者等が決定から契約締結までの間に、つがる西北五広域連合構成自治体（五所川原市、つがる市、鯵ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町）の入札参加の制限を受けた場合においては、契約を締結しないこととし、当院との協議が整わないために契約をしない場合も含めて、最優秀提案者等が本プロポーザルのために要した費用等に対して、当院は一切の責任を負わない。

⑵ 契約書の作成

契約書は２通作成し、当院及び受託者の双方が各１通を保有する。契約金額は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとする。

なお、契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とし、契約変更についても同様とする。

**13 問い合わせ先**

〒037-0074 青森県五所川原市字岩木町12番地３

つがる西北五広域連合つがる総合病院　事務部管理課用度管財係 神、白川

電話番号：0173-35-3111 ＦＡＸ：0173-35-0009

メールアドレス：hospital@city.goshogawara.lg.jp

※ 郵送の場合には、配達完了が確認できる書留郵便等に限る。

※ 電子メール又はＦＡＸの場合には、必ず電話にて受理確認を行うこと。

※ 受付時間は土・日曜日・祝日を除く、午前８時15分から午後５時までとする。